

2023年5月18日

大阪市長 横山 英幸 様
大阪市教育長 多田 勝哉 様

大阪市学校園教職員組合
執行委員長 宮城 登

夏季一時金、夏季休暇要求書

記

1. 夏季一時金の支給について

(1) 支給額：基準月収の3.0月+76,000円

(2) 支給日：2023年6月30日（金）

ただし、次のことを踏まえた内容とすること。

- ① 職務段階別加算についてはこれを撤廃することとし一律に増額をはかること。あわせて、格差解消にむけて具体的措置を講ずること。
- ② 勤勉手当への人事評価による成績率の反映や「実勤務・欠勤日数の区分に応じた割合」については廃止すること。
- ③ 再任用職員、非正規職員についても本務職員と同様に措置すること。

2. 夏季休暇の日数を増やすこと。

この問題は市労組連の共同交渉によって解決をはかりたいので、回答は市労組連にされたい。

以上